

公益財団法人 大阪みどりのトラスト協会
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下「この法人」という。）の定款第16条及び第33条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言う。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(常勤役員に対する報酬額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の年間報酬総額は500万円以下とし、理事会の承認を得て会長が定める。

(非常勤役員に対する報酬額の決定)

第5条 この法人の非常勤役員は無報酬とする。但し、監事の年間報酬総額は20万円以下とし、監事の協議によって定める。

(評議員に対する報酬額の決定)

第6条 この法人の評議員は無報酬とする。

(報酬の支給日)

第7条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支給するものとする。また、監事の報酬は、必要な際にその都度支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第9条 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じて、通勤費を支給する。

(費用)

第10条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日（公益認定による移行登記完了の日）から施行する。